

受託者の権限

一般社団法人家族信託普及協会 代表理事 司法書士 みやた ひろし
宮田 浩志

家族信託では受託者に どんなことを任せるかが肝

信託銀行や信託会社に財産管理・運用を任せる「商事信託」は、資産価値の増加・利殖の実現を図るための仕組みです。つまり、商事信託の受託者がやるべき業務とその権限は、商品設計上・信託業法上明確に定まっています。

一方の家族信託において、委託者（兼受益者）が実現したい未来の形は様々です。自分自身の老後の財産管理と生活サポートを万全にするという動機が最も一般的ですが、自分亡き後の配偶者や子（障害のある子や孫も含め）の生活保障も図りたいというニーズも多いです。それ以外にも、家族で円満な資産承継を図りたい、本人の体調悪化があっても相続税対策が途中で頓挫しないような仕組みを作りたい、共有不動産の一元管理を長きにわたりできるようにしたい…、と家族信託を活用したい方のニーズは多種多様です。

したがって、保有資産や家族構成、本人および家族の想いが違えば、当然に家族信託の設計も異なってきます。それと

同様、受託者にどんなことをしてもらいたいのか、言い換えると、受託者に託す権限も、各信託案件によって異なりますので、これを信託設計や契約書の作成の段階できちんと検討し、家族内で認識を共有することが重要です。

受託者の権限はなるべく 具体的に記載すべき

家族信託の契約書における受託者の権限についての条項で、「受託者は、信託財産の管理、運用、処分をすることができる」とだけ記載してある契約書を見かけることがあります。この条項自体、信託法からみても違法ではありません。しかし、自由設計ができる家族信託においては、信託目的に従って、受託者には具体的に何をしてほしいかを明確にしておくことは、非常に重要だと考えます。これは、後の法的トラブルを未然に防ぐためだけでなく、親世代・子世代が“家族会議”の中で話し合った老親の財産管理・資産承継の方針を信託契約書の中で明記しておくという意味合いが大きいからです。

✍ 委託者の希望と実務的な観点の落としどころを探る

受託者の権限のうち、信託不動産の維持・修繕の方法、時期および範囲は、裁量に委ねることは問題ないでしょう。一方で、家族が無償で使用することは許容できるが、第三者に賃貸することは容認できないと考える委託者たる老親もいます。また、自分の実家を建て替えたり不動産を売却してほしくないというニーズも少なくありません。このようなケースについては後述しますが、「実現したい未来」と「そのために受託者に与える権限」は、いわばセットのようなもので、どんな権限を与えるか、受託者の権限にどんな制限を課すかを自由に定められるのが家族信託の特徴です。

受託者は、原則として信託契約書において託された権限以外の行為はできません。実際にあった事案として、商事信託の契約書を流用したばかりに、家族信託の受託者に信託不動産の売却権限が明記されていなかったというケースがあります。売却権限が明記されていなければ、委託者（兼受益者）は受託者に売却する権限を与えたとは解釈できません。

信託財産の維持・形成のため、例えば老朽化した信託財産たるアパートの建替えや収益不動産の購入の計画に際して、受託者による金融機関からの借入（いわゆる「受託者借入」・「信託内融資」と呼ばれる）を将来的に想定する場合、借入権限や信託不動産への担保設定権限を信託契約書の中で具体的に明記することが原則です。

以上のように、将来想定し得る受託者としての権限は、「家族会議」の中でできる限り具体的に話し合い、それを信託契約書にも明記するのが理想的です。

例えば、父親の保有不動産たる自宅（実家）を家族信託で長男が管理を担う場合で、父親がたとえ高齢者施設に入所して実家が空き家になっても、自分が生きている間は売らないで守っておいてほしいという希望があったとします。

この場合に、父親の想いを踏まえ、彼が安心納得できる受託者の権限を模索することになります。父親の想いを忠実に反映させるとすれば、受託者が、父親（当初受益者）の存命中には売却できない旨の規定、あるいは信託不動産を換価処分する際は、受益者の承諾が必要な旨の規定を置くことも可能です。

一方で、実務的な立場・客観的な立場から見れば、父親の存命中に不測の事態が生じ、実家を売却せざるを得ない事態に陥っても困る（存命中は売却する権限が与えられていない、または受益者の承諾をもらいたくても判断能力が喪失して承諾能力がない等の理由で売却手続が進められない）ことがないように、受託者がスムーズに売却できる権限を確保しておくことも検討したいところです。とはいえ、不測の事態に備えるために、「受託者はその裁量でいつでも信託不動産を換価処分できる」としてしまうと、父親の希望・納得感から遠くなくなってしまいかもしれません。

そこで、不測の事態・やむを得ない事情があることを受託者以外の客観的立場で判断できるように、「信託監督人」や「受益者代理人」を置いて、売却時にはその同意を必要とすることも良策となり得ま

す。

つまり、父親側の希望を最大限尊重した信託の設計・契約条項の作込みを目指し、それと同時に将来発生し得る法的なリスクに万全に対処できるような備えも必要になりますので、その兼ね合いを踏まえ、親側の納得感・安心感のある条項を提案することが必要です。

ただし、「受託者が信託不動産を換価処分する際は、受益者の承諾を得なければならない。ただし、受益者の判断能力がない場合はこの限りではない」というような条項を設けることは、実務上問題が多いです。信託不動産の売却時に受益者の「判断能力がないこと」の要件を満たさない限りは受益者の承諾書が必要になりますし、受益者の承諾書を添付せずに売却するとなると、登記手続上の必要書類になるかどうかの前に受託者による法律行為の有効性の問題として、それを証明する医師の診断書が必要になりかねません。契約書の中で判断能力の有無を条件にするような条項はお勧めできません。

受託者の権限と利益相反容認条項は分けるべき

受託者の権限と関連して、非常に重要な条項として、「利益相反容認条項」があります。利益相反行為は、受益者の事前または行為の都度の承諾がない限り、法的に無効とされる重要な法律行為であることを考えると、「受託者は利益相反取引をすることができる」というような具体性を欠く記載だけでは利益相反行為が認められないリスクも想定することが

重要です（詳しくは、連載第5回「利益相反取引の容認条項」参照）。つまり、受託者の権限に関する条項とは別に、将来具体的に想定し得る利益相反取引を明記したうえでこれを容認する条項をきちんと設けるのがよいでしょう。

受益者の扶養家族も支えることを想定する場合はその旨明記する

受託者が預かった財産から、受益者のみならず受益者の扶養家族の生活・介護等の費用を支出することは、法律上も税務上も問題ありません。前述の父親の扶養義務の対象となる配偶者や子などをあえて「受益者」に入れる必要はなく、家族信託の設計において、信託の目的や受託者の権限において、受益者の後ろにいるその扶養家族のためにも受託者が財産管理・給付をすることを明記した信託契約書を作成することが理想です。



みやた ひろし
宮田 浩志

司法書士

宮田総合法律事務所代表。一般社団法人家族信託普及協会代表理事。

後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・後見等の仕組みを活用した「老後対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が後を絶たない。

特に家族信託のコンサルティングでは先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師も多数。著書に『相続・認知症で困らない家族信託まるわかり読本』（近代セールス社）、『図解2時間でわかる！はじめての家族信託』（クロスメディア・パブリッシング）がある。